

18 監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 2 月 2 日

福岡市監査委員	浜	田	一	雄
同	鬼	塚	敏	満
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

〔監査結果に対する措置通知文〕

総行第 4 8 6 号
平成 17 年 11 月 28 日

福岡市監査委員	浜	田	一	雄	様
同	鬼	塚	敏	満	様
同	竹	本	忠	弘	様
同	福	田		健	様

福岡市長 山崎 広太郎

出資団体及び財政援助団体の監査結果に関する措置について（通知）

出資及び財政援助の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

15 監査公表第 9 号（平成 15 年 6 月 26 日付 福岡市公報第 5082 号（別冊）公表）分

・・・・・・・・ 1 件

17 監査公表第 2 号（平成 17 年 2 月 7 日付 福岡市公報第 5233 号（別冊）公表）分

・・・・・・・・ 7 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

第1 15 監査公表第9号(平成15年6月26日付 福岡市公報第5082号(別冊)公表)分

7 福岡市住宅供給公社

監査の結果	措置の状況
<p>(工事監査)</p> <p>イ 施工管理について注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成13年度「緊急修繕設備工事(市営城の原住宅流し排水管修繕)」(契約金額224万8,000円)</p> <p>「産業廃棄物処理に関する運用基準」では、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するための写真及び産業廃棄物処理確認票を、工事一件書類に添付しなければならないことになっているが、本修繕工事において相当量の産業廃棄物が生じているにもかかわらず、なされていなかった。</p> <p>なお、他の設備工事緊急修繕工事についても同様のものがあった。</p> <p>今後は、基準に基づき行われたい。</p> <p>(保全課)</p>	<p>イ</p> <p>(ア) 平成15年10月30日の緊急工事店(設備)の研修会において、産業廃棄物の量が少量でない目安は、「軽トラック積載量の2分の1台程度以上」とすること、及び産業廃棄物処理にあたっては、産業廃棄物処理確認票、写真等の添付を確実にを行うことを周知徹底している。</p> <p>なお、産業廃棄物処理を伴う修繕工事の目安については、100万円以上のものとしている。</p>

第2 17監査公表第2号(平成17年2月7日付 福岡市公報第5233号(別冊)公表)分

1 出資団体監査

(1) 福岡地下街開発株式会社

(工事監査)

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>平成13年度「天神地下街設備更新工事」</p>	<p>福岡地下街開発株式会社に対し、設計積算については、今後精査体制の充実を図り、適正な設計積算に努めるよう要請した。</p>

<p style="text-align: center;">（契約金額21億5,250万円）</p> <p>見積りより決定する設計価格については、積算基準に基づき算出されているが計算誤りが多くみられた。</p> <p>今後はこのような誤りがないよう十分注意するとともに、精査体制の充実を図り適正な設計積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（管理部）</p>	<p>なお、福岡地下街開発株式会社においては、設計積算について、所属職員に対し研修が行われ、周知が図られた。</p>
--	--

（２）サンセルコビル管理株式会社
（事務監査）

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>決算について公告を行うよう求めるもの</p> <p>商法の規定により、決算について定時総会の承認を得たときは、遅滞なく貸借対照表又はその要旨を公告しなければならず、定款で公告の方法について官報に掲載して行う旨定めているが、公告を行っていなかった。</p> <p>決算の公告については、今後、関連法令等に則り遅滞なく行われたい。</p>	<p>サンセルコビル管理株式会社に対し、決算の公告については、商法の規定に基づき定時株主総会の承認後遅滞なく官報に掲載して行うよう要請した。なお、サンセルコビル管理株式会社においては、所属職員に対し研修を行い周知された。</p>

（３）財団法人福岡市下水道資源センター
（事務監査）

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 決算事務について注意を求めるもの</p>	<p>ア</p>

<p>決算事務において次のような事例が見受けられた。今後、決算事務について十分注意されたい。</p> <p>(ア) 決算に当たり商品等の棚卸資産については、決算期末日において商品等の実地棚卸しを行い総勘定元帳の残高と照合し、実際の有高に一致させることが必要である。しかしながら、棚卸資産である寄託分の商品が総勘定元帳に記載されていなかった。</p>	<p>(ア) 財団法人福岡市下水道資源センターに対し、決算事務について、総勘定元帳への記載を適正に行うよう指導した。</p> <p>なお、財団法人福岡市下水道資源センターにおいては、決算に当たり商品等の棚卸資産については、16年度より総勘定元帳に記載することとされた。</p>
<p>(イ) 固定資産の取得があった場合は、総勘定元帳の固定資産勘定に記帳を行い決算に際しては、貸借対照表、正味財産増減計画書及び財産目録に記載しなければならない。しかしながら、保有する固定資産について資産計上されていなかった。</p>	<p>(イ) 財団法人福岡市下水道資源センターに対し、決算事務において、保有する固定資産については適正に資産計上するよう指導した。</p> <p>なお、財団法人福岡市下水道資源センターにおいては、過年度に取得していた固定資産の資産計上については、福岡市へ寄付した後、同市からの貸与物品とすることとされた。</p>
<p>イ 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>設計書等は、当該契約に必要な経費を算定する資料となるものであるため、数量及び具体的な業務内容等を明確かつ正確に記載し、業務の内容に沿って積算する必要がある。しかしながら、「平成15年度コンポスト工場清掃及びその附帯業務委託」の設計書等において、樹木消毒の薬剤及び植栽される花苗の品種等についての積算が行</p>	<p>イ 財団法人福岡市下水道資源センターに対し、委託契約事務について適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、財団法人福岡市下水道資源センターにおいては、平成17年度「コンポスト工場清掃及びその附帯業務委託契約」の設計書については、樹木消毒の薬剤及び植栽される花苗の品種等を明記して積算することとされた。</p>

<p>われておらず ,設計単価の根拠が不明であった。</p> <p>今後 ,委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p>	
---	--

(4) 財団法人福岡市学校給食公社
(事務監査)

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>会計経理事務に関して規程の整備を 求めるもの</p> <p>会計経理事務については ,会計規程に 基づき行わなければならない。しかしな がら , 次のような事例が見受けられた。 会計規程について速やかに整備を行わ れたい。</p> <p>ア 支出事務のうち ,小口現金につい ては規定されていないにもかかわらず , 10 万円を限度とした小口現 金制度により支出事務が行われて いた。</p>	<p>ア 財団法人福岡市学校給食公社にお ける小口現金の支出事務については , 財団法人福岡市学校給食公社に対し 小口現金の取扱い規程の整備を要請 した。</p> <p>なお ,財団法人福岡市学校給食公社 においては , 会計規程の改正が行わ れ , 併せて事務取扱要項が定められ た。</p>
<p>イ 公益法人会計基準においては ,備 えるべき会計帳簿として主要簿は 仕訳表と総勘定元帳を規定してい る。しかしながら , 会計規程におい て仕訳帳について規定されていな かった。</p>	<p>イ 財団法人福岡市学校給食公社にお ける仕訳帳の規定については ,財団法 人福岡市学校給食公社に対し公益法 人会計基準に則った会計規程の改正 を要請した。</p> <p>なお ,財団法人福岡市学校給食公社 においては , 会計規程の改正が行わ れ , 帳簿が整備された。</p>